

アジア移行経済の競争政策

- 中国とベトナム -

土 井 教 之

はじめに

移行経済諸国は、経済発展を促進するために民間企業を育成する努力を続けている。そのためには、近代的な企業制度を確立し、また民間企業が自由に活動できるようにすることが急務である。このことは移行経済でしばしば大きなプレゼンスをもつ国有企業の改革にも繋がり、そしてまた国内企業のみならず外国企業にとっても不可欠である。こうした改革によって、技術移転が進み、また市場経済化が一層進むであろう。事実、これまでの様々な経済改革の結果、民間企業の重要性は急速に高まっている。

社会主義体制国の市場経済化が進むにつれて、市場経済の実効を上げるためには競争秩序の整備が不可欠となり、公正な競争秩序と競争政策の重要性と必要性が当該国で認識されている。例えば、政府当局者は、市場経済化の進展と競争法・政策の整備が「双子」であることを認識している。中国とベトナムも例外ではなく、「社会主義市場経済」体制の下で、経済関連の法制とともに、競争政策の執行のために競争法の起草に着手している。しかし、現段階では両国ともにその成案が出ておらず、近いうちに議会に上程され成立することが期待されている。

また、従来、市場競争は存在せず、したがって公正で自由な競争という概念のないところでは、例え法律があっても実効性のある執行が行われることを必ずしも意味しない。したがって、法の執行と遵守が適正に行われなければならないし、また政府、企業、国民のあらゆるレベルでその基礎にある「競争カルチャー」が定着す

るよう努力しなければならない。

かくして、移行経済において、市場経済化と技術移転を円滑に進めるためには、競争政策の有効な執行が不可欠である。そこで、本稿では、中国とベトナムの両国で見られる産業組織に言及しながら、競争政策の執行と競争法の起草段階の内容を検討してみよう。

1 中国の市場経済の進展と産業組織

(1) 経済発展と改革

中国は、改革開放政策以来、市場経済化を押し進め、特に1993年の憲法改正において社会主義計画経済から社会主義市場経済への転換（第15条）を明確にした。その結果、市場経済化によって経済発展し、今日では世界の経済強国の仲間入りを果し、ますますそのプレゼンスを大きくしている。特にWTO加盟以降、その経済力の拡大は加速している。

こうした発展は、「社会主義市場経済体制」に依拠している。社会主義市場経済体制は所有制などの点を除いて、基本的には資本主義経済体制と共通している。なぜなら、以下のような内容が規定されているからである（小林 [2000]、53頁）。すなわち、

一切の経済活動が競争的な市場関係の中で行われ、その結果資源の最適配分が行われる、
市場経済活動に参加するすべての経済主体は、一律平等に、「公平で統一的な市場競争のルール」に従う、
経済主体は政府から独立した存在である、

市場経済は法制経済であり、経済活動、経済運営および経済管理はすべて法律に基づいて行われる、など。

こうした方針の下で、過去20年強にわたり経済改革が実施されてきた。¹⁾ その結果、Jijian [2002]、王 [2002] によれば、3つの大きな変化が見られた。すなわち、

市場メカニズムが多くの部門で実施されてきた。

国有部門のウエイトが減少し、異なる所有形態の企業の共存が見られる。表1によれば、国有部門は、工業生産では1990年の54.6%から1999年の28.5%に、そしてまた小売り段階の売上高では1990年の39.5%から1999年の24.3%に、それぞれ大幅にその比重を落としている。その減少分だけ、逆に民間部門のシェアが増加している。

意志決定における政府の漸進的な分権化に伴って、国有企業が事業で自立権をもつようになった。

表1 所有部門別シェアの推移 - 1978 ~ 1999年 -
(単位: %)

	1978	1985	1990	1999
工業生産				
国有	77.6	65	54.6	28.5
集团所有	22.2	32	35.6	38.5
民間	0.2	3	9.8	33.0
小売り売上高				
国有	54.6	41	39.5	24.3
集团所有	43.3	37	31.7	18.2
民間	2.1	22	28.8	51.5

出所 Jinglian. Wu, "China's Economic Reform: Past, Present and Future", www.oycf.org/Perspectives/5_043000/china.htm.

経済改革の結果、中国は著しい経済成長を実現してきた。その成長は、特に製造業において、投資の拡大のみならず、労働生産性の急速な成長や、低い価格と品質向上によって刺激された輸出と国内需要によっても誘引されたものであろう (また、*Financial Times*, Nov.8, 2002, p.6 参照)。そのときの牽引者は、上記の通り、製造業の生産の70%以上を占める私有企業と外

資系企業 (多国籍企業) である。例えば、海外からの投資は品質の改善をもたらし、このことがさらに多国籍企業の参入と生産拡大を誘引している。

こうした改革に伴う市場構造の変化が注目される。家電、自動車、化学、機械組立など、一部の産業では、寡占的市場構造が形成された。²⁾ 他方、公益事業分野では自然独占が支配的である。しかし、以下で触れるように、こうした産業組織の変化についてまだ十分な研究は見られないことが指摘されている。

(2) 市場経済化と競争制限問題

- 行政的独占、経済的独占 -

改革の実施が始まった以降、競争法が整備されないままに、改革が進められたために、1980年代では、市場競争ルールの無視が頻発し、90年代までこの問題が深刻となった。競争制限ないし市場支配力は、大きく2つの形、すなわち「行政的独占」(administrative monopoly) と「経済的独占」(economic monopoly) の形で発生している (Jijian [2002])。

まず、行政による競争制限があげられる。すなわち、行政当局が行政権限を濫用して部門間および地域間の取引を阻害していることが依然として多く、このことが市場経済の大きな障害となっている。これは「行政的独占」とよばれている。

行政的独占は3つの形態を含む。第1は「部門独占」(sectoral monopolies) と呼ばれ、当該部門に対する規制の役割を担う、行政的機能とビジネス機能を統合する大企業グループ、あるいは政府機関と直接繋がり優先的待遇を受ける企業をいう。非鉄金属、エレクトロニクス、造船、タバコ、貨物輸送、ラジオ、TV、新聞などで見られる。第2は「地域独占」(regional monopolies) とよばれ、行政地域によって設けられた取引障壁によって保護されている企業である。この地域保護主義は当該地域への参入、他地域への移出 (進出) を妨げている。

最後の行政独占は、自然独占として保護された公益事業である。

以上のような行政的独占は独占的ないし優越的地位を有し、不当に高い価格設定、強制的購入、抱き合わせ販売、価格差別、ボイコット、価格協定などを引き起こしているといわれる (Jijian [2002]、王 [2000a、b] など)。

第2の独占は経済的独占とよばれ、市場経済の下で形成されたものを言う。これに該当する産業のウエイトは先の行政的独占に比べれば小さいものの、中国が競争を促進・保護する制度をもたないために、企業が共同して価格設定、生産量の制限、ライバルの排除、市場の分割などを実施している。今日、合併あるいは企業集団の形成などを通して集中的な市場構造が形成されている産業が見られるが、そうした産業では競争制限の可能性が生まれている。

かくして、計画経済体制から転換するにつれて、伝統的な計画経済体制が産業組織に与えたマイナス面の影響を依然として残しながら、その一方で、市場経済化が進行するにつれて、不公正な取引の増加、市場支配力の拡大などの、産業組織上の新たな問題が発生した (謝・土井 [1995]、p.39)。したがって、市場経済体制に適応した産業組織システムを構築することが不可欠である。そのシステムの1つが競争秩序を形成する政策 (競争政策) およびそれを支える競争法であるが、競争法は十分に整備されることはなかった。

(3) 競争法の整備

上で指摘したように、改革開放政策が実施されて以降、「市場競争ルール」の無視が頻発した。こうした問題に対応するために、競争法の整備とその確かな執行が必要である。80年代から、競争秩序の形成の必要性が強く認識され、法的整備に向けて努力が始められた。1987年に反独占法起草グループが設立され、その結果が1988年に提出された「独占禁止及び不正競争防止暫定条例草案」である。その後、1993年に

「反不正競争防止法」が制定された。

起草作業段階では、競争制限の取り扱いを巡って3つのプランが議論された。すなわち、競争制限の規制を含まず、不公正競争のみを規制する。前者は将来制定される「反独占法」によって規制される、不公正競争の規制のみならず、独占を含めてすべての競争制限行為の全面的な規制を含める。したがって将来反独占法を別個に制定する必要はない、第2のプランをベースにしながら、当時の緊要な問題を解決するために、一般的な意味で不公正競争と思われる競争制限行為の一部について規制を行い、そしてその他の競争制限行為は将来反独占法の下で規制される。制定された反不正競争防止法は第3のプランを選んだ。反独占法は時期尚早として認められなかった。

かくして、それは、起草初期の段階では、競争制限・独占禁止と不正競争防止の両方を含む内容をもっていたが、最終的には主に後者を含むものとなった。それは、1993年9月2日の第8期全国人民代表大会常務委員会で承認され、同年12月1日に発効した。

なお、1980年10月に、中国は、当時のスローガン、「独占と不公正競争の根絶」を具体化した「社会主義的競争の発展と保護に関する暫定規定」を制定している。これが競争に関連する最初の法律であると言われる (JFTC [1995]、p.30)。

2 中国の競争政策

- 反不正競争防止法と価格法 -

中国は「反独占法」(新星 [2000]、p.14) をもっていないけれども、他の法律や規制において反独占の規定をもっている。その競争関連法が、上で触れた反不正競争防止法と、1998年5月から施行された「価格法」である。それぞれ、簡単に展望してみよう。

なお、現在、体系的な競争法(「反独占法」と呼ばれている)を起草中であると言われてい

る。

(1) 反不正当竞争防止法

反不正当竞争防止法は5章33条からなり、その執行機関は国務院の下にある国家工商行政管理局であり、特に公平交易局（1994年に設置）が競争政策を担当している。この法律は以下の11類型の不正当（unfair）競争行為を禁止している。すなわち、不正商品（第5条）、公益事業者による取引の強要（第6条）、行政権の濫用による競争の制限（第7条）、賄賂（第8条）、虚偽広告（第9条）、第三者の企業秘密の侵害（第10条）、不当廉売（第11条）、抱き合わせ販売、拘束条件付き販売（第12条）、不当な景品（第13条）、競争者の信用の誹謗（第14条）、入札談合（第15条）。日本の法制との比較で見れば、最初は日本の不正競争防止法に該当し、そして残りは独占禁止法の「不公正取引方法」に該当するものである。

かくして、上でも示唆されているように、この法律は、競争法の核心をなす独占的行為、カルテル、企業結合を規制する規定を基本的に欠き、不公正競争に規制の重点を置いている。ただし、第6条は独占的行為の規制に該当し、また第14条もカルテル規制に属するものと考えられるから、独占的行為とカルテルに関する規定が全く欠けているわけではない。企業結合規制については一切の規定がない。したがって、「競争法としての主要な規制を欠き、競争法としてはきわめて不備なものである」（本城[2001]、p.31）と評価されている。これが最大の特徴であろう。

第2の特徴は多くの異なる内容を含むことである。具体的には、第5条、第8条、第10条、第14条などは競争法以外の法律で規制されるべきものを含んでいる。また、他の国に比べて簡単すぎるものになっている。

最後に、この法律は第6条、7条で「行政的独占」に対する規定を含んでいる。³⁾ このことは、行政的独占が深刻な問題であることを反映

しているのかもしれない。

(2) 価格法

もう1つの法律、「価格法」を見てみよう。それは、「価格行為を規範し、価格による合理的な資源配分の機能を活かし、市場価格の全体的なレベルの安定を図り、消費者および事業者の合法的な権益を保護し、社会主義的な市場経済の健全な発展を促進する」（第1条）ことを目的としている。この法律は、第14条で以下の行為を禁止している。すなわち、カルテル行為、競争者の排除あるいは市場独占を意図した不当廉売（コスト以下の価格で販売）、情報操作による値上げ、虚偽または誤解させる価格表示、価格差別。その執行機関は国家発展計画委員会である。

この法律は、反不正当竞争防止法で十分にカバーされていないカルテル（特に価格カルテル）を明示的に取り扱ったものである。なお、民法総則（1986年）は「悪意の共謀」を禁止しているが、カルテルもその中でカバーされることが指摘されている。したがって、中国のカルテル規制は、法制面では、それに上記2つの法律を加えた3つの法律によって行われていると言える。

(3) 法の執行

法の執行状況を見ると、反不正当竞争防止法の下では、処理件数は増加傾向を辿っている。APECの資料によれば、やや古いだが、違反事件は、1995年で5,288件、1996年で11,388件、1997年で14,491件、となっている。⁴⁾ そのかなりの部分（半分以上）は第5条の不正商品（他人の登録商標の盗用、周知の製品特有の名称・包装・装飾の無断使用、商号の無断使用、製品の品質の虚偽表示など）に該当するものである。これらは、基本的には競争以前の企業倫理の問題であろう。

むしろ、上で指摘したように、独占的行為、カルテル、企業結合に関する規制が全くないか、

ほとんどないに等しいことに留意しなければならない。現実には、例えば、あらゆる種類のカルテルが見られたことが指摘されている。具体的には、価格カルテル（1988年、コピー）、生産制限カルテル（1993年、煉瓦）、ライバルをボイコットするための協定（1994年、エアコン）、市場分割カルテル（動物用飼料）、などがあげられている。⁵⁾ これは反不正競争防止法の不備を反映したものであり、それを補整するために、1998年に価格法が制定された。

しかし、それでもなおカルテル規制の執行は有効に実施されなかった。なぜなら、カルテル行為の大半が見つけたし証明するのが困難である口頭による協定であるからである。また、カルテルの多くが価格規制機関（行政機関）の守備範囲に属する価格協定であり、そのために十分に行為を審査・追及することが困難であるからである。前者は審査能力の問題であり、そして後者は企業と行政機関との関係であり、ある意味では移行経済に見られる固有の問題であるかもしれない。いずれにしろ、価格法の執行状況が注目されるが、残念ながら資料の公表は行われていない。

また、企業結合規制に関しては、むしろ合併が積極的に行われている。それには競争政策上の問題が含まれているかもしれない。しかし、合併についての支配的な意見は、合併は現在のところ制限されるべきではない、というものである。この意見は政府と企業の両方から支持されている。事実、1986年から企業合併・統合促進策が取られている。その論拠は以下の通りである。

まず第1に、中国企業の規模は最適規模にないほど小さく、競争力が損なわれている、と考えられている。合併・統合は企業規模の拡大とそれによる競争力強化に有用である。

第2に、合併・統合は分野間、地域間の独占（「業種独占」、「地域独占」）を打ち破るのに有用である。なぜなら、政府が企業の業務に深く関与してきたが、改革の開始以降その状況は改

善されたとは言え、多くの分野でまだ残っている。合併・統合は地域を越えることによって、旧体制を変えるのに有効である。

最後に、経済のグローバル化に伴って、中国企業は外国企業との競争に直面する。規模の小さい企業では国際競争に対応できない。

こうした考えの下で、企業結合規制が設定されていない。これはわが国のかつての「産業政策」に近似している。しかし、近年では、合併が中国産業に望ましくない効果をもつ可能性を懸念する者も現れていると言われる。合併の反競争効果の可能性は1つに中国産業の市場集中度の上昇と関連しているかもしれない。その意味で、例えば集中度調査が必要であろう。利用可能な資料によれば、中国の産業集中度は意外にも高い。

しかしながら、現行法の下で、国家工商行政管理局は1999年からより積極的に競争制限に対応している。それは表2からうかがうことができる。その表は、「独占産業」事件と行政的独占事件に関するそれぞれの件数の推移を示している。独占産業事件はユーザーに購入を強制する独占的地位の濫用であり、行政的独占事件は上で指摘した通りである。当局の摘発した件数はともに1999年より急増している。1999 - 2001年の3年間の合計件数は、独占産業事件では1995 - 2001年の7年間総件数の88%、2,815件、そして行政的独占事件では71%、203件に達している。こうした動向は、WTO加盟申請と関

表2 中国の競争制限事件の推移 - 1995 ~ 2001年 -

年	独占産業事件	行政的独占事件
1995	55	22
96	102	38
97	93	13
98	130	10
99	416	10
2000	785	56
01	1,614	137
計	3,195	286

出所 JICA、2002、「独占禁止法と競争政策コースコントリビューション」。(Wei Li氏作成)

連があるかもしれない。

(4) 今後の課題

「第十次5カ年計画」(2001 - 2005年)が2001年の全国人民代表大会で議論された。それは、以前の計画とは異なり、中国の新たな方向を示唆している。「第九次5カ年計画」(1998 - 2000年)は、経済成長率などのマクロ経済指標のみならず、鉄鋼、自動車などの主要産業毎の生産目標と産業再編の方向を具体的に設定していたが、第十次計画はそうした個別の産業政策をほとんど含んでいない(『日経産業新聞』2001年3月16日)。この変化は、WTO加盟に伴う競争激化に対応するために、従来の「計画」よりも「競争メカニズム」の有効性を認識していることを反映している。

しかし、競争秩序の強化をいっそう図るためには、いくつかの課題が残されている。まず何よりも、体系的な競争法の制定と執行であろう。反不正競争防止法は、独占、カルテル、企業結合に関する規定を含まず、不備が指摘されている。1994年から、体系的な「反独占法」(競争法)が第7期全国人民代表大会常務委員会によって立法計画のなかにリストされてきた。その立法計画によると、反独占法は起草委員会によって準備され起草されることが規定されている。起草委員会の主な業務は、これまで資料作成、市場調査、大企業訪問などであった。まもなく最終起草案が公表されることが言われているが、その時期は不確定である。

今、2000年に作成された「反独占法」の草案(婁 [2002])を見ると、それは全8章56条から構成されている。すなわち、第1章 総則、第2章 市場支配的地位の濫用、第3章 独占的協定、第4章 企業結合規制、第5章 行政的独占、第6章 独占禁止機関、第7章 法律上の責任、第8章 附則(適用除外の規定)。この草案は、社会的市場経済政策に基づくドイツの競争法をモデルとしていると考えられている(婁 [2002]、訳者まえがき、p.64)。

これは、反不正競争防止法でカバーされていない問題、すなわち独占的行為、カルテル、企業結合に関する規定を含んでいる。また、行政的独占の規定(第5章)が含まれていることも注目される。他方、「なお多くの重要な問題が要綱には残されている」(王 [2002]、p.274)という指摘がある。例えば、市場支配的地位の濫用の規定(第8条)と企業結合規制の規定(第21条)との間に非整合性があり、また、競争政策当局(独占禁止機関)は行政機関の濫用行為について決定を行う権限を有していない。

さらに、このように起草計画が進んでいるにもかかわらず、競争法の正式の制定・導入のスケジュールが明確ではない。それは2つの異なる意見を反映していると言われる(Jijian [2002]、p.180)。1つは、中国は市場経済の初期の段階で十分に発展していないので、制定は時期早尚であるという考えである。もう1つは、典型的な経済的独占や多数の競争制限行為はまだ見られず、そしてむしろ、政府は経済的提携や企業集団の形成を促進し、規模の経済の実現、効率と品質の改善、国際競争力強化を図るべきであるが、その制定はこの目標の実現と相容れないという認識である。しかし、上で指摘した証拠は、むしろ競争法の制定とその有効な執行が必要であることを示唆している。

第2に、現在、例えば反不正競争防止法は上で指摘したように国家工商行政管理局によって執行されているが、今後は法律と競争政策の独立性を確保するためには、独立的な競争政策当局が不可欠であろう。特に、政府機関が行政権限を濫用して反競争的行為につながるが多いが、それを是正するためにも執行機関の独立性が強く求められる。

第3に、政府と企業との分離(「政企分離」(王 [2000a]))が求められる。政府行政機関が行政権をもつ企業を設立し(権力による商業行為。部門独占)、そうした企業が自由で公正な競争を歪める可能性がある。そうした事態を回避するためには、分離が不可欠である。

また、国営企業の取り扱いが問題であろう。しかも、国営企業が「支配的地位」を有したままで存続するならば、競争制限の余地が残されている。一般的に、移行経済では、国営企業が支配的地位を持ち続ける可能性（「支配的企業」）がある。その結果、市場経済の下でも、国営企業がその支配的地位を濫用して競争制限を図る可能性が考えられる。その支配的地位を是正する対策、例えば分割民営化などが求められるであろう。少なくとも、国営企業と民間企業のイコール・フットイングが制度的に確保されなければならない。したがって、この独占的市場構造の問題は移行経済に共通する課題である。

第4に、規制が原則のみからなり、具体的な規定がないために、十分な執行が行われないことがある。今後一層の努力が必要であろう。

第5に、以上と重複するところがあるが、「法的ルール重視」の意識を高める努力が必要である。上でも指摘したように、従来、公正で自由な競争という概念が希薄なところでは、例えそれに関連した法律が存在したとしても、「法律が紙上に書かれ成文化されていることは、その法律が法規範として機能すること」（武藤[2001]、p.177）を必ずしも意味しない。したがって、法の遵守がより徹底されなければならない。あわせて、自由で公正な競争を尊重する「競争カルチャー」が定着するよう努力も不可欠である。

最後に、Jiang [2001] や Round [2002] も強調するように、多くの産業について市場構造、市場行動（企業行動）、市場成果を詳細に実証分析する必要がある。中国の経済改革については多数の議論が展開されているが、そうした制度改革が個々の産業の「産業組織」にどのようなインパクトを与えているかを明らかにしなければならない。そうした包括的な研究は競争政策の基礎を形成するのみならず、その研究結果を公表することによって競争政策の重要性を「教育」することにも資するであろう。したがって、産業組織論の適用が試みられなければならない。

ない。しかし残念ながら、そうした実証分析はきわめて少ないのが実状である。ここに、わが国を含む先進諸国が寄与するところがある。例えば、公正取引委員会は、法制の整備のみならず、移行経済諸国の産業組織に関する実証分析にも協力することができるであろう。移行経済の産業組織に関する実証研究に対する協力は、ある意味もう1つの「技術移転」であろう。

3 ベトナムの市場経済化と産業組織

ベトナムは、「社会主義的方向に沿う国家の管理の下で、市場メカニズムに従って機能する“多部門・商品型経済” multi-sector commodity-based economy) を発展させるために、一貫した長期的政策を求める。それは“社会主義志向的市場経済”である」（Vietnam [2002]）と指摘している。こうした経済体制を実現するために、改革が実施されてきた。それを概観しよう。⁶⁾

(1) 経済の改革と発展

ベトナムの経済改革は1986年の「ドイモイ (Doi Moi) 政策」(denovation) に始まり、1989年より一層促進された。特に1992年の憲法制定によって市場経済の導入が公認され、また外国投資法の改正などに伴って、外国投資企業の参入が急増し、市場経済化が著しく進展した。その結果、経済は1997年までの1990年代では急速な経済成長を実現した。したがって、その成果はドイモイ政策の成功を反映している。しかし、それ以降、GDP成長率は急速に低下した。その原因は、1997 - 98年のアジアの金融危機、そしてまた海外直接投資の減少などがあげられる。海外直接投資の減少は一部アジア金融危機と関連しているが、そればかりではなく、ベトナムでの事業コスト（電気、通信、土地、オフィス、輸送、各種税金など）が他の国に比べて決して安くはなく、そしてまた法律の未整備のために進出企業が不安を抱いたことが指摘されて

いる (武藤 [2001], p.147)。企業活動の低迷の大きな源泉が国内要因にもあることに留意する必要がある。

しかし、GDP 成長率 (実質) は1999年から上昇傾向に転じており、IMF [2002] によれば、引き続き上昇するものと予想されている。今日のベトナムは、再び着実な成長経路に乗るかどうかという意味で、移行経済の過程で重大な岐路に立っていると言っても過言ではない。活発な経済活動を支える市場経済化をより確実なものとする制度改革が不可欠であろう。最近でも、この問題を懸念することが見られる。ベトナム政府は、唐突に2002年に二輪車の部品輸入割当規制を実施し、その規制は日系企業の生産ラインの停止に追い込むことが懸念された (『日経産業新聞』2002年9月25日)。しかも、そうした規制も交渉によって自由裁量的に変更されることがあり、政策の透明性、安定性が著しく弱い。企業に「何が起こるかわからない」と思わせるような政策は避けなければならない。

(2) 主要な特徴

こうした歩みのなかで見られる、いくつかの特徴、特に市場経済化に関わる主要な特徴に注目しよう。まず所有形態別のシェアを表3に従って見ると、GDP から見た、経済全体の非国

有部門の比率は1999年では61%であり、そして国家部門は残りの39%である、製造業 (建設業を含む) では、非国有部門の比率はやや下がって55%で、他方国有部門は45%のシェアをもつ、

サービス分野では、非国有部門は45%である。また、Harvie [2001] はいくつかの点を指摘している。すなわち、民間の海外投資企業がそのプレゼンスを着実に拡大しつつあり、1998年では製造業の産出量の約5分の1を占めている、民間の中小企業の比率が高く、そして製造業の中小企業は輸出志向である、⁷⁾ ベトナムの経済発展の特徴の1つは貿易の拡大である。その中で、国有部門が輸出 (原油を除く) の60%を占めている。しかし、外資系企業のシェアが拡大している、国内の民間企業は、国有企業や外資系企業に比べて労働集約的である。

さらに、最近の動きを追加しよう。⁸⁾ 2001年の工業生産の成長率を見ると、国有部門は12.7%、非国有部門は20.3%、海外投資部門は12.1%であり、民間部門が急速に伸びている。また、輸出を見ると、国有部門のシェアは40%強にまで低下している。とは言え、電力、石炭、セメント、鉄鋼、石油、郵便通信、航空、海運、繊維・衣料、タバコ、製紙、ゴム、コーヒー、化学、造船、食品などでは、17の国営総公司 (state general enterprises) が依然として支

表3 ベトナム GDP の所有形態別シェアの推移 - 1994 ~ 2000年 -

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
全部門	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国有	40.1	40.2	39.9	40.5	40.0	38.7	39.0
()	(36.5)	(36.6)	(36.5)	(37.1)	(36.7)	(35.8)	(36.2)
非国有	59.9	59.8	60.1	59.5	60.0	61.3	61.0
工業建設	28.9	28.8	29.7	32.1	32.5	34.5	36.6
国有	50.9	50.2	48.5	48.0	47.4	44.9	na
非国有	49.1	49.8	51.5	52.0	52.6	55.1	na
サービス	43.7	44.1	42.5	42.2	41.7	40.1	39.1
国有	55.4	55.8	57.2	55.6	56.4	55.4	na
非国有	44.6	44.2	42.8	44.4	43.6	44.6	na

出所 IMF, 2002, *Vietnam: Selected Issues and Statistical Appendix* (January 2002), p.56.

注 (1) 国有 + 非国有 = 100%。なお、2000年の数字は推定。

(2) 全部門の国有における括弧内は、行政、国防、強制的社会保障を除く。

(3) 工業建設業とサービスに示されている数字は、それぞれの全部門に占めるシェア。

配している。こうした国営企業は、産業組織論の用語を使えば「支配的企業」(dominant firm)に他ならない。こうした企業の取り扱い、上記の通り中国とも共通する重要な産業組織問題の1つである。

かくして、非国有部門ないし民間部門のプレゼンスは拡大し続けている。この事実はベトナムの今後の経済発展において重要である。民間部門の発展が経済全体の発展に大きな影響をもつからである。事実、中国では、民間企業を経済発展の重要な要素として認識され、民間企業の参入・成長を促す政策が実施され、1990年代の民間企業の著増に繋がった(1991年の10万社から最近では130万社に)。すると、民間部門の一層の発展には、民間企業が自由に活動することができる環境をつくる必要がある。国内外を問わず、民間企業が障害なく参入し、成長することができなければならない。ベトナムの民間部門は、中国を含めて東アジアの他の国に比べて多くの制約を受けている。

今、ベトナムが抱えている課題を整理してみよう。第1に、ベトナムでは、依然として行政による参入障壁があり、市場経済化の妨げになっている。こうした問題に対処するために、2000年には新企業法と改正外国投資法を制定した。これらはビジネス・ライセンス取得要件を緩和して、民間企業の設立を容易にすることを狙ったものである。その結果、2000年1月から2001年8月までに、約26,000社の中小企業が登録したと推定されている。それは以前に比べて60%増である。

また、自由な活動を保障する法的ルールの未整備も、上で指摘したように、大きな参入・成長障壁となっている。さらに、法的には国有企業と民間企業とは同じ扱いを受けることになっているが、国有企業、民営化企業、純粋民間企業の間では実質的には執行上異なる扱いが見られ、民間企業は相対的に不利な立場にあることが指摘される。この差別的取扱いは、ベトナム経済の大きな問題点の1つであると言っても

よい。

第2に、民間企業が自由で活発な活動ができるためには、上記以外でも様々な参入障壁、成長障壁が取り除かなければならない。その1つとして、資金調達が十分に可能である制度が不可欠であろう。例えば、最近では、資本へのアクセスが容易ではないことが事業の構築に大きな障害となっているために、商業銀行の貸出し金利を自由化する方向にある(*Financial Times*, June 1/2, 2002, p.3)。

第3に、上記の数字が示唆するように、国有企業が依然として存在し、経済を支配している。国有企業は民間企業に比べて大きな優位をもち、このことが企業環境を歪めている。この問題に対処するために、2001年3月に、国有企業の改革3ヶ年計画が明らかにされている。それは多数の中小規模の国有企業の資本化、精算、合併を促進するものである。現在、国有企業の再編成を実施している。また、十分な競争がないために、国有企業の効率は低い。

併せて注目しなければならないことは、民営化された戦略的に重要な大企業でも、国家の株式保有が大きいことである。この所有形態下では、国家は民営化企業に大きな影響力をもつであろう。換言すれば、民間企業としての活動は歪められる恐れがある。したがって、以下の議論からやがてわかるように、移行経済における民営化と競争政策との関係は1つの重要な課題である。事実、両者の関係が補完なのか代替なのかをめぐって、しばしば議論が展開されている。

かくして、国家は、依然として市場経済における規制者と企業所有者という二重の役割をもつ。ここに、市場経済化の過程でいろいろな困難が含まれる可能性がある。

第4に、支配的地位の濫用と不公正な競争慣行(差別化、虚偽広告など)が見られることが指摘されている。そうした行動を規制する法律の不備が大きな原因となっている。

最後に、輸入障壁がなお高く、海外の企業に

とって開かれた市場となっていない。民間企業が自由に活動できるビジネス環境を構築するために、貿易開放政策に着手し、例えば2001年5月に、国有企業に支配されている部門で多くの輸入数量制限の除去を進める「5ヶ年輸出入計画」を明らかにしている。

かくして、今日、ベトナムの市場経済化で求められている課題は、上記の通り、国家の依然として大きな役割の削減、民間部門の銀行へのアクセスの確保、国有企業、民営化企業の改革の加速化、不明確な法的、行政的フレームワーク、および不十分な政府当局のガバナンスの改善、などを指摘することができる。特に最後の課題のうち、競争法の整備と競争政策の執行が重要な課題の1つである。

経済改革にともなって市場経済化は進展したが、しかし民間企業の自由で公正な競争を十分に展開する段階に至っていない。政府の「10ヶ年社会経済発展戦略」が強調するように、民間部門の拡大と自由で競争的な経済秩序は経済発展に不可欠である。なぜなら、それは企業に参入し成長する機会を与え、そして競争圧力の強化の結果として国有企業を含めて全ての企業に効率促進・革新の機会を与えるからである。具体的には、政府の規制・介入を緩和し、国营企業を完全に民営化するか、あるいは少なくとも民間企業と国有企業とのイコール・フットイング（「実質的な」機会均等）を確保し、国内市場を開放・自由化し、そして自由で公正な競争を確保することが必要であろう。

以上のような改革について、厳しい評価も見られる。例えば、Truong [2000] は、「市場メカニズムは、ベトナムが社会主義路線で進むための手段として見なされ、市場モデルでもなく中央計画モデルでもない、定義のし難いものが創り出されている。それは市場経済への移行経済ではない」（p.42）と結論している。ベトナムは、今、新たな経済体制モデルの1つとして捉えられるのか、それとも、上で示唆しているように、経済発展の岐路に立っているのか。こ

のことが注目される。

4 ベトナムの競争政策

ベトナムでは、独立した競争法は制定されておらず、起草段階にある。したがって、競争政策を担当する機関も存在しない。市場経済化の過程でどのような競争政策関連の問題が発生しているかは不明である。不公正な競争、参入制限などの事例が散発的に明らかにされている程度である。政策当局者が重点を、国有企業の支配的ポジションを引き下げるところに置いていることから判断して、国有企業の競争制限問題が大きいことが窺える。

(1) 関連法規

競争法は制定されていないが、競争政策が全く行われていないわけではなく、関連法規とその政策執行を通してカバーされている。例えば、1997年5月の国会で制定された「商法」第8条は、企業は営利活動において公正で順法にしたがって競争することと、国益に反する競争行為（投機、ダンピング、知的財産権違反など）を禁止することを規定している。その他、欺瞞的な販売促進活動を禁止する185条、有害な広告を禁止する192条、などがある。

1995年10月に制定された「民法」の第6部（知的財産権と技術移転）は知的財産権の規定をもつ。

こうした法律・政策は商務省、産業省などによって担当されている。しかし、これらの法律もどのように運用されているかは定かではない。制定されている法律の内容はもとより、それを執行し、遵守する風土ないしカルチャーがむしろ大きな課題であると言えるだろう。

(2) 競争法の起草

ファンヴァンカイ首相は、これまで折に触れて、「ベトナム経済の競争力の強化は国の最優

先の1つであり、そして独立的な当局に支えられる競争法は、ベトナムがグローバル経済に参加する能力に貢献するであろう」(UNDP [2002b]、p.2)と強調してきた。それでは、競争法の制定はどのように進められているだろうか。

現在、競争法の起草が進行している。⁹⁾ その起草は2000年に始まり、その起草を担当する当局は商務省であり、その下に起草委員会(商務省副大臣が委員長。その他、計画投資省、財務省、司法省、国会司法委員会・経済予算委員会、商工会議所、法曹協会、海外貿易大学などの代表者から構成)が設置されている。

第8版の草案作成が完了したと言われる(2003年9月現在。Vietnam [2003])。それは全9章71条から構成されている。すなわち、第1章 総則、第2章 反競争的協定、第3章 支配的・独占的地位の濫用、第4章 経済集中、第5章 不公正競争、第6章 競争政策の執行、第7章 適用除外手続き、第8章 違反処理、第9章 最終規定。

以上の草案には、重要な競争政策上の問題を含まない中国の現行法・政策とは異なって、当初から他の先進国でカバーされている問題を含むよう起草されている。具体的には、カルテル、合併、独占が考慮されている。もとより、2000年の中国の「反独占法」草案ではこれらの問題は含まれる。ベトナムの構成・内容は20ヶ国の競争政策の検討から作成され、日本の独占禁止法もモデルの1つとして作成されたと言われている。なぜなら、「大企業や中小企業協同組合の反競争的な行動をかなり容認してきた日本の独占禁止法や競争法は、持ち株会社に類似した機能を果たす国営総公司や独占的な国営企業の活動がある程度維持したままに経済発展をもくろみ、独占に伴う弊害を抑えていきたいというベトナム側の要望に適合するモデルであると認識されている」(武藤 [2001]、62頁)からである。

起草段階で、とりわけ2つの問題が議論された(UNDP [2002b])。まず1つは、競争法の

適用除外を受ける分野と、それを受けた場合、適用除外を終了させる時間スケジュールである。政府は、適用除外の産業リストを決定する。しかし、適用除外規定の実施は競争を阻害し、国内企業をむしろ弱体化させ、ひいては経済を歪める危険性をもつことを認識しておかなければならない。この可能性は、わが国の「産業政策」の経験からうかがうことができる。

第2の問題は、競争法の執行当局の在り方である。競争法の執行機関については、2つの案が出されている。新たな省(「国家競争委員会」)の設置と、商務省の中に競争法を執行する局の新設、である。特に後者の場合、独立性が維持できるのかどうか、が問題となろう。なぜなら、商務省は一方で産業の規制・保護を政策として実施する部局を抱えているからである。基本的には、独立的な権限をもち、また法律や経済学の専門知識を有するスタッフをもつ組織が望ましいであろう。

これらはともに海外の専門家から問題視されたものでもある。なお、最終草案が2002年度後半に政府に提出され、2003年度4月に政府は国会に提出し、同年10月に国会は承認のために議論を行うことが予定されていたが、現段階では進んではいない。しかも、国会の承認が得られても、「その施行は2005年まで行われる見込みはない」(Lee [2002])と指摘されている。したがって、経済改革として「企業法」と「競争法」の制定・実施が強調されてきたが、後者の制定は前者に比べると、「遅々として進んでいない」(Lee [2002])。

(3) 今後の課題

ドイモイ政策の開始以降、市場経済の基礎法である民法、商法、また外国投資関連の外国投資法などの法律が新たに制定されてきた。しかし、以前の中央計画経済体制の影響を受けた法思想が残っており、市場経済を支える法律は円滑に施行されていない。¹⁰⁾ 一般に、この国の司法・規制制度は、複雑、曖昧、矛盾、恣意性を

含んでいると言われる。こうした危険性は、また競争法にも当てはまる。例えば、競争法案のもつ大きな問題の1つは、法律関係者自身 (Nguyen [2002]) も認めるように、国有企業独占との関係である。競争法の制定・実施は、これまで補助と保護を受け、競争力をもたないこれらの国有企業に大きな影響を与える可能性を配慮していると言われる。

また、競争法が制定されても、それを尊重する行政当局、裁判所、企業、そしてまた消費者 (国民) がいなければ、競争的市場経済は実現されないであろう。その意味で、「競争カルチャー」の定着が不可欠である。事実、この問題が最大の障害となっていることが指摘されている。

競争カルチャーの定着にはもとより教育が不可欠であるが、あわせて民間企業の活動の増大が競争カルチャー - 教育のための一種のOJTとして並行して有意義であろう。また、民間部門の発展は、今日求められている国有企業の再編成・改革の1つとしての民営化にも繋がるであろう。あるいは、民間企業の発展と競争カルチャーは、国有企業と民間企業のイコール・フットイングの重要性を認識させることによって国有企業の改革、すなわち国有企業の効率的経営にも結びつくであろう。民間企業の参入と成長を支える法整備とその実効ある施行が求められる。

かくして、市場経済化を有効に進めるためには、十分な競争法・政策が不可欠であり、そしてそれを支える関連する法整備、競争カルチャーの教育、そして完全民間企業の育成が求められる。こうした課題は、発展途上国あるいは移行経済国に共通するものであるかもしれない。例えば、アルゼンチンは、日本 (1947年制定) よりもはるかに早く1919年に競争法を制定し、最も早く競争法をもった国の1つである。しかし、その執行が有効に行われたことはほとんどなかったと言われている (Smith and Sun [2001], p.5)。なぜなら、その経済は国家によって強く計画され所有されてきたからである。その結果、

アルゼンチンはかつて先進国の1つであったが、非効率な経済運営が続き今日では経済的困窮に喘ぐ国の1つになっている。したがって、経済の自由化・民営化、規制緩和が並行して実施されなければ、競争政策は有効に執行されないであろう。

5 移行経済の競争政策上の課題

中国とベトナムは、ともに社会主義市場経済を目指している。すなわち、両国はともに開放政策を実施しており、そして多くの「歴史的類似性」 (UNDP [2002a]) をもちながら改革の過程にある。両国の最も重要な変化は、大きな経済成長と民間部門の急速な成長である。このことは、「健全で競争的な民間部門は共産党のリーダーシップの下で発展することができる」 (UNDP [2002a]) ことを示唆していると評価されている。しかし、現行の社会政治体制のままでも今後も発展を進められるかどうかは必ずしも定かではない。

経済改革が進んでいることは疑問の余地がないが、改革をさらに加速させるためには競争法が必要である。国連開発計画 (UNDP [2002b]) は、「競争法は経済改革を加速させるカギ」と指摘しているが、その指摘に市場経済化と競争政策についての本質が示されている。¹¹⁾

両国の競争政策に関連して、2つの点が注目される。1つは共通する課題である。もう1つは、ベトナムが中国の経験から学ぶ教訓である。なぜなら、中国はベトナムに比べて10年ほど早く市場経済化に着手し、そしてまた不完全とはいえ競争政策に関連する法律をもっているからである。

まず第1に、共通する課題としては、体系的な競争法の制定の問題である。両国とも起草段階にあり、その法律が発効していない。もう1つは、改革以前の思想、制度、政策が依然として市場競争に陰を落としていることである。国

有企業と「行政的独占」はその典型である。また、市場構造面では、支配的企業、特に国有の支配的企業が大きなプレゼンスをもっており、このことは共通の競争政策問題を提起している。この具体例は、上記のように、ベトナムを取り上げると、通信、セメント、モーターバイク、砂糖などに見られる。さらに、競争カルチャーを育む努力もまた必要であろう。

第2に、中国の経験からのレッスンとして、中国は競争政策について段階的な接近をとっているために、その競争法・政策は現時点では不完全である。競争政策上の問題が顕在化していることが言われていることから、できる限り早く体系的な競争法の制定が必要であろう。したがって、ベトナムは、中国の経験から、最初から体系的な競争法を制定すべきであろう。整備された競争法は、市場経済の有効な機能に不可欠であるからである。そのさい留意すべきは、自国のこれまでの経験、中国の経験などを活かすためには、思想、政策、制度のフレキシビリティが不可欠であることである。このフレキシビリティは競争カルチャーと関連している。

かくして、移行経済が直面する競争政策上の課題は、体系的な競争法の整備と実効ある執行、行政的独占の排除、非集中的な市場構造の形成、国有企業の改革（特に支配的企業の分割民営化、民間企業との競争条件の均等化）、そして競争カルチャー（自由にビジネス・チャンスに挑戦し、また企業、行政、国民全てが競争ルールを遵守）の定着、などである。また、APEC (Vautier et al. [2000]) は、競争政策の原則として包括性 (comprehensiveness. 広範な経

済活動に適用)、透明性 (transparency)、アカウントビリティ (accountability)、非差別性 (non discrimination. 全ての経済主体に適用) を求めているが、それらの原則は両国の政策にももとより適用されなければならない。

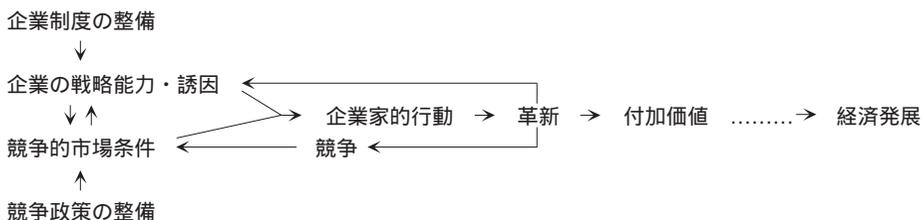
6 移行経済における企業家精神、競争および経済発展

- 結びに代えて -

上で指摘したように、移行経済の経済改革を加速させるカギと見なされているのが競争政策の整備・強化である。確かに、WEF [2002]、Porter [2002] は、経済発展（一人当たりGDP）が競争の強さ、競争政策の有効度、貿易自由化度、企業活動の非集中化度と、それぞれ正の有意な相関をもつことを指摘し（中国とベトナムも含まれる、低中位の一人当たりGDPをもつ諸国の間でも）、経済発展には活発な競争と有効な競争政策が不可欠であることを裏付けている。また、Dutz and Vagliasindi [2002] も、東欧の移行経済を対象に分析し、競争政策の有効性を実証している。

十分な競争法の下で行われる、民間部門の自由で競争的な活動は経済発展の原動力である。なぜなら、自由で公正な競争が展開される下では、民間企業の創意工夫（革新）の余地が拡大し、そしてさらに競争を刺激するからである。すなわち、競争と革新のスパイラル・メカニズムが働き、そしてこのメカニズムが経済発展につながるからである。事実、上で指摘したように、中国の経済発展の歩みは、特に1980年代後半頃より、民間企業（私有企業、外資系企業）

図1 競争・革新プロセスと経済発展



が経済発展の先導役を果たし、しかも従来のように単なる生産の量的拡大ではなく、革新を伴いながら行動していることを示唆している。

以上の関係は図1に要約される。一般に、十分な企業制度や競争政策の下では、民間企業は競争的市場条件と結びついて企業家精神を發揮しようとし、その結果革新を誘引する。革新は多くの産業で付加価値を生み、また新たな革新を誘引し、ひいては経済発展につながる。特に移行経済では、市場経済化には企業家精神と競争が基軸概念であろう。

かくして、経済発展、それを可能にする企業、特に民間企業の企業家精神と革新、そしてさらに企業家精神と革新を支える競争が移行経済のキーワードである。その対極に、上で指摘した競争や革新を妨げる要因、例えば行政的独占、支配的地位、参入障壁、成長障壁（産業内移動障壁）などが存在する。Dutz et al. [2000] の表現を借りれば、上記の企業家精神、競争、成長障壁などの用語は「移行経済の競争政策のための重要な組織化概念」(p.746)である。

経済発展のために競争政策が不可欠であるが、競争政策のためには、体系的な競争法の整備のみならず関連する法の整備も不可欠である。なぜなら、洋の東西を問わず、他の法律や政策が競争政策と整合的ではないことがしばしば見られるからである。また、今日、こうしたフレームワークの中で、先進国と同様に、移行経済や発展途上国においても企業家精神と競争を支える主体として中小企業の役割が注目されている。中国、ベトナムについても例外ではない。¹²⁾

競争政策の整備・強化は、「移行経済諸国への技術移転を速やかに促進する産業組織」の形成に寄与するものである。なぜなら、自由で公正な競争が展開される市場では、企業は必要な技術そして技術情報に困難なくアクセスすることができ、既存技術の改良、新技術の導入、近代的経営方法の導入、労働者の技量の向上など - すなわち、「技術移転」 - を図る誘因をもち、またそうした努力を行うことができるからであ

る。例えば、競争的市場の下で外資系企業の参入を促進する政策は資本の不足を補うのみならず、そうした技術移転を図るのに重要であろう。また、国有企業と民間企業が併存する市場構造の場合でも、自由で公正な競争は、民間企業はもとより国有企業にも経営の効率化を強制し、国有企業の改革をもたらすであろう。中国とベトナム両国では、国有企業の完全民営化とともに、こうした国有企業の経営改革も重要であろう。

同時に、両国の競争政策の整備には、多くの外国からの協力が見られ、わが国ももとよりいろいろな形で協力を行ってきたことにも留意すべきであろう。具体的に、公正取引委員会は、国内外でのいろいろな機会を通して発展途上国、移行経済諸国の競争政策の整備に積極的に協力してきた。こうした政策的支援も、ある意味では、今日求められている「移行経済への技術移転」の一種と理解することができる。最後にこのことを強調しておこう。

注

* 本稿の作成には多くの方の協力が不可欠であった。特に、長年にわたり、発展途上国、移行経済諸国を対象にした、公正取引委員会企画/JICA・公正取引協会主催の「独占禁止法と競争政策」研修コースに講師として参加したときに、中国、ベトナムの出席者から入手した資料、情報が最も重要である。また、APEC会議（バンコク）での両国の報告、出席者との議論も劣らず重要であった。移行経済における経済発展と競争政策に関心をもつ機会を与えていただいた、公正取引委員会、公正取引協会、国際協力機構（JICA）に感謝申し上げる。また、鈴木恭蔵教授（東海大学）、井口泰教授（関西学院大学）より有益なコメント・助言を受けた。ここに記して謝意を申し上げます。

なお、本稿は、2001年度関西学院大学共同研究「アジア移行経済の産業組織と技術移転 - 中国とベトナム - 」から派生した研究成果の1つでもあることを付記する。

1) 中国の改革については、伊藤 [1999]、加藤 [2001]、小林 [2000]、丸川 [2000] などが詳しい。

- 2) 主要な消費財産業の最近の集中度・シェアが王新新 [2000] に掲載されている。また、1980年代の中国の産業組織については、謝・土井 [1995]、謝 [1999]、江 [2002] などを参照。
- 3) 中国の行政的独占についての考え方を知る上で、邦語文献として朴 [2001]、王 [2000a, b] が有益。
- 4) 例えば1997年は、<http://www.apecp.org.tw/doc/China/Statistics/cnsta97.html> (他は、97を96、95に書き換える)。また、細田 [1998] 参照。
- 5) カルテルの事例は、2000年の APEC / PFP 会議 (バンコク) で配布された資料 (Changbin Wang 氏作成)、王 [2000a, b] などによる。
- 6) ベトナムの経済改革については、石川・原 [1999]、石田 [2000]、武藤 [2001] などを参照。なお、以下の数字は、特に明記しないときはベトナム政策当局者の提供資料による。
- 7) ベトナムでは、中小企業は、資本金50万ベトナム・ドン (約36万米ドル)、従業員200人未満、と定義されている。ベトナムの中小企業については、Harvie [2001]、Richards et al. [2002] が有用である。
- 8) *Financial Times*, Aug. 28, 2002, p.13 による。
- 9) 起草段階についての内容は、JICA、2002、『独占禁止法と競争政策コース カントリーレポート』(Hoang Bac Xuan 氏作成) による。
- 10) ベトナムの法律の施行における問題については、武藤 [2001] が詳しい。ここでの記述はこれによる。また、Harvie [2001] 参照。
- 11) 東欧の移行経済における競争政策については、Slay [1996] が詳しく、またその効果については Dutz and Vagliasindi [2002] が興味深い。移行経済諸国間の比較が興味深い。これは残された課題の1つである。
- 12) 中国の中小企業については、Harvie [2002] を参照。

参考文献

- Dutz, M.A. et al., 2000, "Entrepreneurship, Access Policy and Economic Development: Lessons from Industrial Organization," *European Economic Review*, Vol.44, Nos.4-6, pp.739 - 47.
- Dutz, M. A. and M. Vagliasindi, 2002, "Competition Policy Implementation in Transition Economies: an Empirical Assessment," Paper presented for OECD, *Global Forum on Competition*, Feb. 14-15.
www.oecd.org/document/25/0,2340,en_2649_37463_2739609_1_1_1_37463,00.html

- Fair Trade Commission, Japan (JFTC), 1995, *The Fifth Meeting of the Conference on Competition Policies among Asian and Oceanic Countries*.
- Harvie, C., 2001, "Competition Policy and SMEs in Vietnam," working paper WP01-10, University of Wollongong.
- _____, 2002, "China's SMEs: Their Evolution and Future Prospects in an Evolving Market Economy," in Harvie, C. and B-C. Lee (eds.), *The Role of SMEs in National Economies in East Asia*, Edward Elgar, pp.50-88.
- 本城昇、2001、「アジアにおける市場経済化と競争法」小林昌之編『アジア諸国の市場経済化と社会法』アジア経済研究所、15 - 58頁。
- 細田孝一、1998、「中国競争法の概要とその運用について」『公正取引』No.569 (3月号)、33 - 36頁。
- IMF、2002, *Vietnam: Selected Issues and Statistical Appendix* (UNDP の HP から)
- 石川磁・原洋之助編、1999、『ヴェトナムの市場経済化』東洋経済新報社。
- 石田暁恵、2000、「ベトナムの市場経済化と企業法」小林昌之編『アジア諸国の市場経済化と企業法』アジア経済研究所、79 - 104頁。
- 伊藤正一、1998、『現代中国の労働市場』有斐閣。
- Jiang, X., 2001, "Institutional Transition and Development of Industries: Empirical Contributions to Transition Theory." www.on-China.de
- Jijian, Y., 2002, "Market Power in China: Manifestations, Effects and Legislation," *Review of Industrial Organization*, Vol.21, No.2, pp.167-83.
- 加藤弘之、2001、「中国 - 中国型市場経済システムの模索 -」溝端佐登史・吉井昌彦編『市場経済移行論』世界思想社、173 - 200頁。
- 小林昌之、2000、「中国の社会主義市場経済化と企業法の対応」小林昌之編『アジア諸国の市場経済化と企業法』アジア経済研究所、45 - 78頁。
- 江小媚、2002、「競争促進と独占維持：経済移行期における中国産業政策の二重の役割」伊從寛他編『APEC 諸国における競争政策と経済発展』中央大学出版部、2002、pp.281 - 95.
- 妻柵訳、2002、「中国独占禁止法要綱案」『国際商事法務』第30巻第1号、pp.64 - 69 (伊從寛他編『APEC 諸国における競争政策と経済発展』中央大学出版部、2002、pp.300 - 308、に所収)。
- Lee, Sun-Hee, 2002, "Vietnam: Competition Law and Competitiveness", *ASIANLINEonline*

- www.asialine.dfat.gov.au/asialine/A.../ED4F77D7EEB9CA256C970081947
- Lloyd, P.J., 2000, "Competition Policy in the Asian-Pacific Region," *Asian-Pacific Economic Literature*, Vol.14, No.2, pp.1-13.
- 丸川知雄編、2000、『移行期中国の産業政策』アジア経済研究所。
- 武藤司郎、2001、『ベトナム司法省駐在体験記』信山社。
- Nguyen Minh Chi, 2002, "To Build Competition Law in the Context of the Transition to Market Economy in Vietnam," www.oecd.org/document/25/0,2340,en_2649_37463_2739609_1_1_1_37463,00.html
- 王晓晔、2000a、「中国独占禁止法立法作業の現状と問題点」(上)『国際商事法務』第28巻第9号、pp.1102 - 09.
- ____、2000b、「中国独占禁止法立法作業の現状と問題点」(下)『国際商事法務』第28巻第10号、pp.1233-42.
- ____、2002、「中国における独占禁止法制の展望」伊從寛他編『APEC 諸国における競争政策と経済発展』中央大学出版部、2002、pp.265 - 79.
- 王新新、2000、『新競争力』(中国語)長春出版社。
- 朴春琴、2001、「中国における「行政的独占」の現状に関する考察」新潟大学『現代社会文化研究』No.22、pp.69-86.
- ____、2003、「中国における独占禁止法の制定について」『公正取引』628号、pp.74 - 80.
- Porter, M.E., 2002, "Building the Microeconomic Foundations of Prosperity: Findings from the Microeconomic Competitiveness Index", in WEF [2002].
- Richards, D. et al., 2002, "The Limiting Tiger: Problems in Transition for Small and Medium Sized Enterprises in Vietnam," in Harvie, C. and B-C. Lee (eds.), *The Role of SMEs in National Economies in East Asia*, pp.89 - 135.
- Round, D.K., 2002, "Editorial Introduction: Market Power in East Asian Economies," *Review of Industrial Organization*, Vol.21, No.2, pp. 107 - 12.
- 謝地、1999、『産業組織优化与経済集約増長』(中国語)中国经济出版社。
- 謝地・土井教之、1995、「中国の産業組織政策」関西学院大学『経済学論究』第48巻第4号、pp.35 - 63.
- 新星出版社、2000、『中国 事実と数字 2000』(日本語版)。
- Slay, B.(ed.), 1996, *De-monopolization and Competition Policy in Post-Communist Economies*, Westview.
- Smith, D. and S. Sun, 2001, "Introducing Competition Policy into China," Mimeo, University of Western Australia.
- Socialist Republic of Vietnam (Vietnam), 2003, "Law on Competition (Draft 8.2)", unpublished.
- Truong Do Xuan, 2000, "Vietnam's Economy, After the Asian Economic Crisis," *Asian-Pacific Economic Literature*, Vol.14, No.1, pp. 36 - 43.
- UNDP, 2002a, *Media Releases: Vietnam All Ears to China's Experience in Private Sector Development* (HP から)
- ____, 2002b, *Media Releases: Competition Law Key to Accelerating Economic Reform* (HP から)
- Vautier, K.M., P.J. Lloyd and Ing-Wen Tsai, 2000, "Competition Policy, Developing Countries and the WTO," The World Bank.
- Vietnam, 2000, *Strategy for Socio-Economic Development: 2001-2010* (UNDP の HP から)
- World Economic Forum (WEF), 2002, *Global Competitiveness Report 2002-2003*
www.weforum.org/gcr